

令和7年度第3回岡崎市障がい者自立支援協議会会議録

- 【日時】 令和7年10月21日（火）午後1時30分～午後3時30分
- 【場所】 岡崎市友愛の家 多目的室
- 【出席委員】 加賀時男、杉山直人、青木裕美、杉田雅博、山本光俊、斎藤登、塩沢美穂子
安井隆光、杉浦真理子、清水敦子、中根康浩、荻野義昭、壁谷幸昌、守本健児
杉木陽介、山本真栄美、野本薫 樋田宣行、高橋順子、小林奈都
- 【事務局】 障がい福祉課 課長 高橋広、副課長 平松雅規
審査給付係長 梶葉信敬、施策係係長 内田直幸、主査 井上崇也、白井麻友
主事 高桑未紗樹
健康増進課こころの健康推進係 係長 遠山映里
障がい者基幹相談支援センター 大木基史、鳥居信子、水田結美
- 【議題】 (1) 日中サービス支援型共同生活援助の事業報告について【非公開】
(2) 令和6年度地域生活支援拠点機能別評価の報告について
(3) 令和8年度からの協議会の体制に関する改定案について
(4) 岡崎市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に係るアンケート実施について
(5) その他
・コミュニケーション条例講演会について（報告）
・日中サービス支援型グループホーム見学会の実施について

議事等（要約）

1 開会

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

- ・開催の挨拶
- ・地域アドバイザーの交代について（障がい福祉課長 高橋より報告）

○加賀会長

- ・委員出席の確認
- ・議事録署名委員の選任
斎藤委員、杉木委員

【非公開】

○加賀会長

議題1 「日中サービス支援型共同生活援助の事業報告について」
本議題について事務局に司会進行を一任

○事務局（障がい福祉課主査 白井）

（概要）

- ・事業報告について説明（日中サービス支援型共同生活援助の説明と評価方法等）
- ・事業報告 一般社団法人バンデから2事業所

①グループホーム綴岡崎大樹寺

②グループホーム綴岡崎岡町

- ・報告に係る質疑応答、委員へ助言及び評価を案内

【公開】

○加賀会長

議題2「令和6年度地域生活支援拠点機能別評価の報告について」について
事務局（市）から説明

○事務局（障がい福祉課主査 井上）※主に資料に沿って説明

- ・地域支援拠点に関する説明（相談機能、緊急時受入れ機能、体験の機会の創出、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくり）
- ・上記5つの機能を担う事業所へ令和6年度の実績報告を求め、その評価を報告する。
- ・相談機能について
「スムーズな対応が困難だった事例を集積し、解決策等を検討しているか」約半数が検討出来ていると回答。岡崎市では令和7年度から個別支援専門部会の中で検討部会を作り、困難事例・地域課題等の検討の場を設けたところ。今後この場を活用し、拠点の相談機能の充実に繋げていきたい。
「相談機能における緊急時の対応について」これは緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談が求められている。令和6年度にはこうした実例が21件あったと報告があり、主にご家族の体調不良等により支援ができなくなったことによる対応件数。
- ・緊急時の受入れ機能について
「緊急時対応の標準的手順を定めているか」約半数が定めていると回答。対して半数は仕組みがないといった回答だった。視覚化されたマニュアルが必要との意見もあり、市として対応を検討していきたい。
「緊急時対応の実績報告」については3件の報告あり。
- ・体験の場について
「体験後に振り返りの機会を設け、体験の評価や地域移行、または一人暮らしに向けた新たな課題や今後のスケジュールを確認しているか」について、地域移行や一人暮らしに特化した振り返りが不十分、また、一人暮らしの体験の一連の流れを安全に体験できる体制が課題であるという指摘があった。体験の場としては本市には地域活動支援センターとして友愛の家と生活支援センター山中があり、加えてみのりの家という宿泊体験ができる事業所、この3つが機能を担っているが、少し課題があるとの結果だった。
- ・専門的人材の確保及び育成について
担い手は1箇所の機関のみ。課題としては人材確保や育成に中長期的に取り組むことや、専門的人材を含めた稼働状況を把握できる仕組みがない等が挙げられた。実際育成に係る研修等の後、事業所の配置をされているか、支援に直接当たられているか等を把握する仕組みがないという現状がある。
- ・地域の体制づくりについて
担い手は二箇所のみ。課題としては地域の目指すべき姿の共有や各拠点の担当者同士が顔の見える関係づくりを行うこと等が挙げられた。現在も部会や事業所連絡会といった形で、事業所

の枠を超えた集まりの場はあるものの、地域生活支援拠点に限った担当者や関係者間での連携体制に特化した場は現状ないため、課題として指摘されているものと想定する。今後岡崎市ではこの地域支援拠点のネットワーク運営や機能の充実を図るべく、拠点コーディネーターの配置にむけて検討を進めている。これは国からも令和8年度中の配置を求められているもので、詳細についてはコーディネーターを担っていただける予定の法人と検討を進めている。具体的に決定すれば本協議会にて報告させていただく。

<質疑応答>

○安井委員

私は医療的ケアのお子さんに関する部分でお伺いしたいと思います。岡崎市には県の三河青い鳥医療療育センターがあることが関係するかもしれませんが、岡崎市の地域生活支援拠点の機能の中には、緊急時で胃瘻等のデイケアの方の緊急時の対応ができる場所はあるのでしょうか。逆に言えば岡崎市以外の対応できる場所を利用してくださいということなのか、今後そこまで拠点機能を広げていく考えはありますか。

あと、身体障がい重度の方等、別で支援ができれば問題ないですし、市にある青い鳥ときちんとお話ができている、「こういう場合はこっちが見る」ということが決まっていればいいのですが、そうじゃない場合、地域の親御さんたちがこれを見たときに、「岡崎市では医療的ケアのある子は地域拠点では見てもらえない、青い鳥は既にいっぱい緊急で見てもらえない」というように、どこに行ったらよいかわからない状況になってしまいます。

今回の報告を聞いていると、私達が関わっているような医療的ケアの子は当てはまらないように感じたので、何か打合せや調整などが行われているのであればお伺いしたいと思います。

○事務局（障がい福祉課主査 井上）

地域生活支援拠点の中では現状、医療的ケアの受入れに特化して何か受け皿等の確保に係る検討が進められているという状況ではありません。先ほど申し上げた拠点コーディネーターとの機能の充実というところで、そういった検討も含め進めていきたいと考えています。その中で、緊急受入対応について、現状岡崎市が行っている緊急一時宿泊の委託先の事業者がその機能を担っているということになっていますが、ここに例えば障害福祉サービスの短期入所事業所を入れていくような、機能の充実という観点でさらに検討していく余地があるのかなと思います。ただ、短期入所まで広げたとして、医療的ケアの方が対応できる短期入所がどれだけあるかというところには、まだ検討が及んでいないというところです。

○荻野委員

医療的ケア児の対応が見えてこないというところはすこし不安ですが、そもそも医療的ケア児を把握されているのかなというのがその前にありまして、把握が進んでいないように父母の会としては感じています。医療的ケア児なのか医療的ケア者なのかというような問題もあって、こういう制度の前に、市としてベースづくり等、もう少し考えていただきたいと思います。

○中根委員

岡崎市として令和2年度の末に面的整備でいこうという意思決定をしたことについては、事情を了解しています。それから4年経ち、この面的整備という手法が果たして、皆様から出たような

課題や意見を含めて、市民の期待に応えていくことができるのかということ、一度振り返りながら、拠点コーディネーターを絡めて検討を進めていただければと思います。一方で例えば介護保険、地域包括ケアセンターにおいては、仕組みがかなり浸透し、ある意味ワンストップ的な市民サービスや情報提供が来ているということを見れば、障がい福祉の分野においても、新たな仕組みを検討してもいいのではないかと考えています。

面的整備をこれからも着実に進めていこうという中、財政的には非常に厳しいということもありますが、仕組み的にはお手本にいただければと思います。

○事務局（障がい福祉課長 高橋）

まず荻野委員からの質問にお答えします。医療的ケア児者について、最近愛知県でも医療的ケア児者アンケートが行われており、各自治体も対象者の方の情報等を集約しつつあるようですが、自治体によってその把握の程度は差があり、本市はかなり児について把握をしていますが、他市ではとても少なかったりしています。そもそも国も県も、医療的ケア児者の定義といったところが明確になっておらず、行政でもそれは問題と考えています。この県のアンケートは岡崎市も協力として関わらせていただいている中で、対象者が明確でないことについてもう少し話し合っていく必要があると考えています。対象者が明確にならないと、アンケートをしても全員には行き渡らず、どのような支援ニーズがあって、何が必要なのかという回答が明確にならないと考えていますので、医療的ケア児専門部会の方でも協議等進めたいと思いますが、やはり委員の方々の思いを汲み取り切れない部分もあり、もどかしい思いをしている部分もあります。

この部分については、専門部会にも持ち帰り、今後の課題として協議を進めて参りたいと思います。

また中根委員からのご意見について、本市の拠点整備は全体で進めていく面的整備で行っているが、このまま進めていけるのかといった部分に関しまして、本市はまず拠点コーディネーターをできるだけ早く設置したいという思いがあり、現在、いまある社会資源の中で、調整を進めています。

ようやく1つの法人にてお話を受けていただけるということもありますので、コーディネーターを設置した上で、基幹センターとも連携し、行政、基幹、コーディネーター、事業所等で役割を明確にして、その際に不足する部分があれば、もう一段階考えていく必要があると考えています。

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

医療的ケア児者について、我々市も、障がい福祉サービス等の面で携わっていますが、医ケアの方々が必ずしも障がい福祉サービスを利用していない、手帳を持っていないという事実もありまして、把握が難しくなっています。

例えば、医ケアのお子さんについて、一番初めに情報が入るのはこども部の母子保健、そこで止まるケースもあれば、お子さんが小学校に上がったれば、デイケア等の対応に関わることもあります。しかし先ほど申し上げたとおり、必ずしも手帳や障がい福祉サービス受給者証等をお持ちでない方もかなりおられるということがあり、児のほうは他課とも連携し数が出ますが、者のほうの数は非常に難しいところがあります。

ただ、医ケア児者の把握は非常に難しい中でも、他課等と協力しながら把握に努めていくとともに、実際にどこが制度立って取りまとめていくかについては、しっかり検討して参りたいと思います。

<議題へ>

○加賀会長

- ・議題3「令和8年度からの協議会の体制に関する改定案について」事務局（市）から説明

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

資料に沿って説明

- ・大きな変更点は2点。①自立支援協議会にて実施していた日中サービス支援型共同生活援助の評価を、専門部会を立ち上げて評価の場を設置すること。②地域の具体的な個別課題を検討、解決への方法を模索するため、個別支援専門部会の下部に作業部会として検討部会を設置すること。
- ・2点の変更に伴い、各協議会の開催回数を調整すること。
- ・日中サービス支援型共同生活援助については、24時間体制で職員を配置し重度の障がい者の受入れが可能なため、ニーズが大きく、全国的に増加傾向である。こちらの新規指定時、また一年ごとの評価を受けることが義務付けられており、その役割を協議会が担っている。本市では現在6つの事業所があり、今後も増加が見込まれる。その上で問題であるのは評価には多大な時間がかかり、自立支援協議会の多くの時間がこの評価に費やされていること。本来、協議会では条例や計画、市全体の施策・体制等について話し合いを行いたいところ、審議時間が圧迫されるという状況にある。また、昨今事業所による不正請求や虐待案件もあり、こういった日中グループホームにも関心や問題意識が高まっている。審議内容も高度化、専門家しつつある中で、集中的な議論が必要と考え、専門部会設置に至った。
- ・開催回数について、本市の開催回数は他市に比較して多い状況にある。7月に青森市が全国の中核市を対象とした調査を実施しており、本市も対応したところであるが、結果として、中核市における自立支援協議会の本会開催数は平均2.7回であった。
- ・個別支援専門部会の検討部会について、こちらも昨年より、国から自立支援協議会の役割として求められる部分となっている。内容として、相談支援事業所から挙げられた個別事例に関する、主に困難事例といった内容を検討し、地域体制づくりに繋げていくといったもの。幅広い事例が集約され、他の専門部会にも関わるような困難事例が挙がる可能性もある。こちらの検討部会には個別支援専門部会の委員の他、検討する内容によっては他の部会からも直接参加していただくことも必要と考えている。この部会は機能強化型加算、地域体制強化共同支援加算の条件ともなるため、どのように運営するかについては今後検討を進めていく。
- ・令和8年の本会の開催回数は3回を想定している。また部会も増えることから各部会の開催数も3回～4回にスリム化する。ただ、次年度は計画策定の年でもあり、また各部会についても審議等に時間が不足することがあれば、別途臨時開催や書面開催をする等柔軟に対応する。

<質疑応答>

○杉木委員

私は権利擁護支援専門部会の部会長をさせていただいています。すこし説明が苦しいと感じて、負担軽減を図って数を減らすというのは正面的にいかがかと。

ただ、他の部会も4回から3回に移行しているので、そういった流れでご説明いただければと思います。

○中根委員

リスクについて考えておくと良いと思います。検討された上での開催回数または体制の変更と思いますので、概ね了といたしますが、この自立支援協議会の予算が削減、或いは減少するから回数を減らすということはないでしょうか。

また、負担軽減というところ、委員等から負担であるという声が実際に挙がっていたのかということ。中核市の平均が2.7回ということですが、これはあまり意識しなくても、本市は5回もやっているぞということがあっても構わないと思います。

ただ、負担が重すぎるという声があるのであれば尊重はしなければと思いますが、念のため発言させていただきます。

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

おっしゃるとおり、あくまで私自身が個人的に委員等へお伺いしたレベルであって、正式に各委員から統計をとった話ではないですので、この部分だけが理由になるというふうにはいかないと考えておりますし、回数に関しましても、必要な際には体制強化ができるよう、予算面に関しても確保に努めますので、この体制変更によって自立支援協議会に関する障がい福祉施策に係る予算等、市の体制が変わることがないように取り組んでまいりたいと考えております。

<議題へ>

○加賀会長

・議題4「岡崎市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に係るアンケート実施について」

事務局（市）から説明

○事務局（障がい福祉課主査 白井）

・令和8年度に策定する障がい者基本計画等の基礎資料作成のための市民アンケートを11月に実施する。アンケートの内容はプロポーザルにて決定した委託事業者とともに令和2年に実施した前回の策定時アンケートを基に作成している。前回と異なる点は、個別避難計画等災害に係ること、手話言語条例やコミュニケーション条例に係ること、またサービスでは就労選択支援、強度行動障がい、医療的ケア児支援に関することを追加した。また精神障がい者の地域移行に関すること（通称：にも包括）についても質問事項を盛り込んだ。

・発送数は市民1,000名、障がい者（サービス受給者証、難病、手帳所持等）1,700名、障がい児1,100名の計3,800名と、事業所へはメールにて凡そ350の事業所宛に送付する。

・12月にはアンケート回収を行っているため、次回自立支援協議会にて経過を報告する。

<質疑応答>

○守本委員

聴覚障害者福祉協会の守本です。アンケートについて、特に、ろうの高齢者に対する内容が分からないです。また、回答方法はパソコン、スマホ、或いは記載にてお願いしたいということですが、難しい場合には直接窓口に行って、手話通訳を通して代筆してもらおうとか、そういうふうな配慮をお願いします。

○事務局（障がい福祉課主査 白井）

アンケートでは聾の高齢者に対するピンポイントでの御質問はありませんが、手話言語条例に関する意識についての質問を入れております。また回答方法は電子方法も準備していますが、窓口で手話通訳者と一緒に対応することもできますので、一人一人、必要に応じて対応していきたいと考えています。

○守本委員

このアンケートに、手話通訳の方が対応できます、と文書として下の方に載せていただけないかというお願いです。

○事務局（障がい福祉課主査 白井）

アンケートの紙面に記載を加えることが難しいですが、ホームページにてアンケート実施について発表しますので、その際、一文を加えて周知させていただきます。

○守本委員

たぶん聾の高齢者は文章自体が読めないという人がいます。もらっても内容がわからず捨ててしまうということを想像します。その対応を考えていただけませんか。

○事務局（障がい福祉課主査 白井）

ろうの高齢者に対する配慮について不勉強で申し訳ありません。手話通訳者の方と連携しながら、どのような対応が必要かというところを確認しながら、窓口で一緒に対応していきたいと考えております。

<議題へ>

○加賀会長

- ・議題5 その他①

「コミュニケーション条例講演会について」

事務局（市）から説明

○事務局（障がい福祉課主査 白井）

・9月24日に、コミュニケーション条例講演会及び基幹相談支援センター主催の交流会を開催した。今年は市内盲学校より教諭の鎌田先生にご講演いただいた。

・市内外から100名近い方が来場され、特に、御参加いただいた他市町村の職員の方から、今後コミュニケーション条例を作ろうと考えているという声もあり、関心が高いことが伺えた。

・今後も引き続き開催を予定しているため、御協力と御参加をお願いしたい。

○加賀会長

- ・議題5 その他②

「日中サービス支援型共同生活援助グループホームの見学会について」

事務局（市）から説明

○事務局（障がい福祉課主査 白井）

・日中サービス支援型共同生活援助事業所の見学会を実施予定。日程調整を進めているため、後日委員の皆様へメールにて通知を送付する。開催は11月頃を予定している。

○加賀会長

ただいまの2点の連絡について質問はありますか。

<質疑応答>

○守本委員

コミュニケーション条例講演会について、開催後アンケートにある「手話通訳は当然ついていると思ったけど、なかった」という記載について、講演会の開催には手話通訳を準備すべきだと思うのですが、忘れていたのか、聴覚障がい者から申込みがなかったのか、確認したいです。

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

当初こちらの講演会は、手話通訳者と要約筆記者の方をご用意させていただき予定になっていましたが、申込みの際に障がいの有無、内容、配慮が必要なことを記載いただく欄を設けていたのですが、手話通訳が必要な方にその旨回答いただけなかったということがありまして、手話通訳の方にもわざわざ来ていただくというのは申し訳ないということもあり、キャンセルをさせていただいた状況でした。当日になり、受付に聾の高齢者の方がみえ、本人はパソコンのほうから申込をされたという申し出があったのですが、こちらでは入力を確認できず、急遽、市の手話通訳者にも依頼をして、その方にも無事ご参加いただくことができたという経緯になっております。

○守本委員

今回、コミュニケーション条例講演会、ということは、基本的に手話もコミュニケーションの1つということですね。だから当然、聾者が来る、来ないに関わらず、手話通訳の準備が必要だと思います。その例として、市政記念式典等ありますよね、その際は基本的に岡聴会から参加者がいない、聾者がいなくても手話通訳がついています。

岡崎市としては聾者がいなくても手話通訳が当たり前というふうな環境だと思っていました。なので、今後は手話通訳をつけてほしいと思います。

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

ありがとうございます。次年度開催の参考とさせていただきます。

○加賀会長

・全ての議題及び報告事項等を終了

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

・閉会の挨拶

次回開催予定日：12月16日（火）